

茨城県近代美術館つくば分館展示室使用者募集案内

1 貸与方針について

県立美術館としての性格上、県内に活動拠点をおく個人や団体(以下「県内者」という)を優先します。その他の個人や団体(以下「県外者」という。)は県内者を対象とした最初の調整の後に対応します。

2 使用期間

- (1) 原則として、月曜日から次の日曜日までの1週間を1単位とします。
- (2) 美術館が設定した範囲内(貸出可能な期間)で貸出します。

貸出可能な期間については美術館HP「令和6年度貸ギャラリー年間スケジュール表」をご覧ください。

3 受付期間

第1期受付【県内者を対象とした最初の調整】

10月1日～10月11日までに申込み(受付先着順で決まるわけではありません)

- ・提出いただいた『使用希望申請書』により、美術館で調整します。

調整方法について

【基本方針】 第1希望を優先し、提出された3案から決定します。(希望以外へ館が調整することはありません。)

【重複処理】 希望が重複した場合は、互いに重複がない第2・第3希望への変更を依頼し双方了解の上決定します。調整がつかない場合は、抽選で決定します

第2期受付【県外者及び第1期受付に申請しなかった県内者】

11月10日以降に申込み

- ・第1期で空きが出た場合は、先着順に申込みを受け付けます。
- ・展覧会開催の1ヶ月前までは、申込みを受け付けます。

4 申込み方法

- (1) 第1期の申込みは、電子メール又はファックスで『使用希望申請書』(別紙1)と『近代美術館施設使用申請書』(別紙2)を美術館に提出してください。
『近代美術館施設使用申請書』(別紙2)は、「使用施設の名称・期間」を記入しないでください。(記入例参照)
- (2) 第2期の申込みは、電子メール又はファックスで『近代美術館施設使用申請書』(別紙2)を「使用施設の名称・期間」も記入して美術館に提出してください。
- (3) 当館を初めて使用される団体・個人の方は、展覧会の内容が分かる資料等(開催趣旨、参考作品写真、作家略歴等)を添付してください。
- (4) 使用決定にあたっては、直接のヒアリングをお願いする場合があります。

5 使用決定の通知

- ・使用決定後、『近代美術館施設使用承認書』を送付します。
- ・承認後の取消しは認めません。やむを得ない事情がある場合は、承認書受理後、2週間内に美術館まで連絡してください。
詳細につきましては、美術館HP内の「展示室使用案内」をご覧ください。